

平成 24 年 9 月 14 日

各 位

会 社 名 東日本ハウス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 成田和幸  
(JASDAQ・コード 1873)  
問 合 せ 先 常務取締役 青菫雅肥  
T E L (03) 5215-9905

準耐火建築物に関する不適合施工について  
(国土交通大臣認定取得のご報告)

平成 24 年 8 月 24 日付「準耐火建築物に関する不適合施工について」においてご報告したとおり、当社が建築した準耐火建築物 228 件について、間仕切壁の施工方法の一部が、国土交通大臣が認定した内容に適合していない、もしくは不適合施工の可能性があることが判明いたしました。

当社では、新たに現行の施工方法による国土交通大臣認定取得の準備をしておりましたが、この度、社団法人日本木造住宅産業協会として国土交通大臣認定を取得し、当社の現施工方法が法令に定める耐火性能を確認できましたので、ご報告いたします。なお、該当するお客様に対しましては、国土交通省及び特定行政庁の指導の下、速やかにご報告とご説明をさせていただきます。

お客様をはじめ、株主の皆様、市場関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をお掛けいたしましたことを、謹んで深くお詫び申し上げます。

記

1. 国土交通大臣認定取得について

社団法人日本木造住宅産業協会が主体となり、当社施工方法を含む仕様で耐火性能試験を実施し、本日付で国土交通省より同協会に対し、「間仕切り壁の 45 分準耐火構造の国土交通大臣認定」(認定申請者：社団法人日本木造住宅産業協会)の通知がありました。

2. 再発防止策について

- (1) 今回の件の他に法令違反となるものがないか再点検し、8月22日に完了いたしました。
- (2) 今後の新商品開発ならびに施工方法の改定にあたっては、関係法令の適合確認を重点に置き、責任部署である商品開発部、CS推進部の人員を増強し、再発防止に努めてまいります。

3. 業績に与える影響について

現行の当社の施工方法が、「間仕切り壁の 45 分準耐火構造の国土交通大臣認定」を取得いたしましたので、業績に与える影響は軽微であります。

この度は、お客様をはじめ、株主の皆様、市場関係者の皆様に多大なご心配とご迷惑をお掛けしたことを深くお詫び申し上げます。

当社は、この度の問題を真摯に受け止め、安心・安全の住まいづくりに努めると共に、再発防止策を徹底してまいります。

【問い合わせ窓口】

常務取締役 東日本ハウス事業部本部長 沖田 高広  
C S 推 進 部 部 長 海原 則之

以上